

貯蔵に係る規制対象施設の排出基準値（案）

施設	基準値
ガソリン、原油、ナフサその他の温度 37.8 度において蒸気圧が 20 キロパスカルを超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク（密閉式及び浮屋根式（内部浮屋根式を含む。）のものを除く。）	60,000ppmC

（理由）

貯蔵タンクは、他の施設と異なり、VOC を使用し揮発させることを目的とした施設ではなく、貯蔵タンクへの貯蔵対象物質の受け払い、温度変化に伴う呼吸によって VOC が排出されるため、その排出ガス量は少ないが、VOC 濃度は高濃度となっている。

貯蔵タンクにおける VOC 排出抑制対策としては、現在のところ、浮屋根化の他、フレアスタックでの燃焼又は吸収・吸着による回収処理方法がある。

フレアスタックで燃焼処理が行われる場合は、VOC の排出はほとんどないと考えられる。

回収処理については、EU の規制では、排出基準値を 35 g/m^3 と設定している。この基準値はガソリンの場合は、概ね 54,000ppmC となる。また、米国の規制では、回収処理装置の処理効率を 95% 以上と設定している。この米国の基準は概ね EU の基準値に相当している。

これらのことから、適用可能な技術を用いた場合の排出ガス濃度は 60,000ppmC 程度まで低減可能と考えられることから、排出基準値は 60,000ppmC とすることが適当である。

（基準の適用）

排出ガスをフレアスタックで燃焼処理する場合には、処理後の排出ガスの測定が不可能である。この場合、VOC の排出はほとんどないと考えられることから、処理が行われていることをもって、実際に測定しなくても排出基準を満たすものとみなすことが適当である。